

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

### 香川県人事委員会規則第1号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(人事記録の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年香川県条例第6号）第2条第1項の規定により職員が<u>提出した宣誓書及びその記録</u></p> <p>(12)～(16) 略</p> | <p>(人事記録の種類)</p> <p>第4条 人事記録は、職員の人事に関する次に掲げる記録とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年香川県条例第6号）第2条第1項の規定により職員が<u>署名した宣誓書</u></p> <p>(12)～(16) 略</p> |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。